

県内測量業者の測量士又は測量士補の人数の変更届について

県内測量業者（秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受けた者のうち、県内に主たる営業所を置き、測量業務に係る部門の資格認定を受けたものをいう。以下同じ。）は、測量士又は測量士補（以下「測量士等」という。）の保有状況に変更が生じた場合、次により速やかに測量士等の人数の変更届（以下「人数変更届」という。）を提出してください。

1 人数変更届の受付

県内測量業者の人数変更届の提出は、**増員・減員ともに随時受付**します。

2 人数変更届の必要書類

人数変更届の提出に当たっては、①から③までに掲げる共通書類に加え、増員・減員の別に応じて④から⑥までに掲げる確認書類を添えて提出してください。

《共通書類》

- ① 参加資格申請書変更届
- ② 技術者保有数（様式1-4・変更届用）
- ③ 技術者経歴書（様式3・変更届用）

《増員となる者に係る確認書類》

- ④ 測量士（測量士補）名簿記載事項証明書の写し（届出日前おおむね1か月以内に発行されたもの）
- ⑤ 健康保険被保険者証の写し及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
※ 社会保険の強制適用事業所に該当せず、かつ任意適用事業所となっていない場合は提出不要ですが、常勤性を確認できる資料として出勤簿や賃金台帳等の資料を求めることがあります。

《減員となる者に係る確認書類》

- ⑥ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の写し
※ 測量士補が測量士の登録を受けたことに伴い測量士補の人数が減員となる場合は提出不要ですが、増員となる者として④及び⑤の書類を添付してください。
※ 雇用保険の加入義務がない場合など⑥の書類が添付できない場合は、その他当該測量士等の離職等が確認できる書類を添付してください。

3 提出方法

次の提出先に、持参又は郵送により提出してください。

《提出先》

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号（県庁本庁舎6階）

秋田県建設部建設政策課 建設業班 建設コンサルタント業務等入札参加資格審査担当

4 その他

人数変更届の受付は、**令和元年5月7日**から開始します。

平成31・32年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格審査（定期年審査）申請書に記載した測量士等の人数について、受付開始日前までの間に変更のあった県内測量業者は、受付開始後速やかに人数変更届を提出してください。

担 当 秋田県建設部建設政策課
建設業班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
電 話 018（860）2425